

一般社団法人日本宇宙生物科学会奨励賞規程

(趣旨)

第1条 一般社団法人日本宇宙生物科学会奨励賞の授賞について定める。

(対象)

第2条 本賞は3月末日で原則として満40歳未満の本会会員で、宇宙生物科学分野において優れた研究を行い、かつ、その成果を本学会学術大会で発表している者に授与する。本賞の受賞者は、「Biological Sciences in Space」に授賞対象となった研究に関する論文を発表しているか、受賞後1年以内に投稿することとする。

(賞)

第3条 本賞の授賞件数は、毎年2件以内とする。受賞者には、賞状、賞牌を贈呈する。

(候補者の推薦及び選考)

第4条 本賞の受賞者の推薦は、本会会員が本会指定の推薦書に所定事項を記入し、必要な参考資料を添えて、毎年4月末日までに、一般社団法人日本宇宙生物科学会賞選考委員会に提出する。同委員会は被推薦者の中から受賞候補者を選考する。

(受賞者の決定)

第5条 受賞者の決定は、賞選考員会から受賞候補者の報告を受け、理事長が理事会に諮り、その了承を経て行う。

(受賞者の表彰)

第6条 受賞者の表彰は、年次学術大会における表彰式で行う。

(学会賞の英名)

第7条 本賞の英名は、The Award for Young Investigator of The Japanese Society for Biological Sciences in Space とする。

(改廃)

第8条 本規程の改廃は委員会の発案により理事会における承認の後、代議員総会の議を経て行うものとする。

附則

1. 本規程は平成6年9月17日より施行する。
2. 本規程は平成11年9月17日より施行する。
3. 本規程は平成26年9月22日より施行する。
4. 本規程は平成30年9月22日より施行する。